

# 橿原の魅力をPRできる

## 自慢の商品・サービスを募集

橿原ブランド認定事業では、  
橿原市に関わる優れた商品またはサービスを  
橿原ブランドとして認定しています。  
全国に誇れる「橿原をイメージできる」  
商品・サービスを募集します。

### 万葉×橿原コレクション



#### 【募集期間】

令和6年

6月3日(月)  
7月16日(火)  
(当日消印有効)

### ブランド認定のメリット

ブランド認定されると  
販路拡大、情報発信に繋がるメリットがあります!!

1 商品・サービスに橿原ブランド認定マークを表示することができます。

2 主催者や関係団体等により、首都圏等への販路  
拡大に向けた販売及びPRが行われます。



3 橿原ブランド 万葉×橿原コレクション特設サイト(橿原商工  
会議所HP内)等に掲載されます。



4 マスコミ等へ広く情報  
発信されます。



**応募資格** 橿原市に所在地を有する個人、法人、団体の事業所であること。

**応募対象** 橿原市で生産、製造、販売される商品、提供されるサービスで右記のいずれかの部門に該当するもの。  
※法令等の規定に違反していないこと。  
※公序良俗に反しないもの。

**食品部門**

**工業製品・  
工芸品部門**

**サービス  
部門**



橿原市に関わる商品やサービスの集合体としてネーミングされたものです。

橿原ブランド認定マーク 橿原の有名な「橿原神宮」と「大和三山」をモチーフにした認定マークです。

## 橿原ブランド 万葉×橿原コレクション 募集要項

募集期間 令和6年  
6月3日(月)~7月16日(火)(当日消印有効)

### 1. 応募資格

橿原市に所在地を有する個人、法人、団体の事業所であること。

### 2. 応募対象

橿原市で生産、製造、販売される商品、提供されるサービスで以下のいずれかの部門に該当するもの。

※法令等の規定に違反していないこと。

※公序良俗に反しないもの。

食品部門

工業製品・  
工芸品部門

サービス部門

### 3. 応募方法

提出書類を橿原商工会議所に持参または郵送にて提出してください。

※必要事項が記入されていない場合は、応募条件を満たさないものとして受け付できません。

### 4. 提出書類

#### 必須

- ① 橿原ブランド認定申請書
- ② 橿原ブランド認定申請調書
- ③ 橿原ブランド認定申請誓約書
- ④ 商品写真

申請書類は、橿原ブランド 万葉×橿原コレクション特設サイト(橿原商工会議所HP内)からダウンロードしてください。

#### 任意

- ① 商品・サービス等に関する紹介記事等  
(ホームページ・新聞・雑誌・書籍等)
- ② 会社案内、主要製品カタログ等

### 留意事項

- ・応募は1事業所(個人・法人・団体)につき1商品(サービス)です。
- ・申請書に記載されている内容に基づき審査を行いますので、橿原ブランド認定申請に関する書類は詳しく記入してください。
- なお、審査にあたっては、プレゼンテーションを求める場合があります。
- ・申請書類は返却しません。
- ・審査の際に商品の現物確認を行う為、審査日に応募商品をご用意ください。
- ※審査日は橿原商工会議所より改めてご連絡します。
- ※食品の場合は、試食のご用意をお願いする場合があります。  
尚、返品は致しかねますのでご了承ください。
- ※搬入・搬出、発送、試食に関わる費用は応募者の負担となります。

### 5. 認定基準



### 6. 審査方法

橿原ブランド認定審査委員会において、認定基準に基づき審査を行います。

### 7. 認定の発表

認定された商品・サービスは、令和6年8月下旬(予定)に応募者本人に書面で直接通知すると共に橿原ブランド 万葉×橿原コレクション特設サイト(橿原商工会議所HP内)上で発表します。

※応募数が多数の場合、審査・発表時期が変更になる場合があります。

### 8. 認定有効期間

- ① 認定日から令和9年3月31日まで。
- ② 更新後の有効期間は、有効期間終了の翌日の属する年度から3年後の3月31日まで。
- ③ 認定を取り消された場合には取り消された日から効力は消滅します。

### 9. 認定の特典

- ① 認定された商品・サービスには、橿原ブランド認定マークを表示(パッケージに印刷、またはシールを貼付するなど)することができます、他商品・他サービスと差別化を図ることができます。  
《橿原ブランド認定マークのシールは300枚まで支給。301枚目から有料(※1ロット50枚から購入可。規格は1種類のみ)》
- ② 橿原ブランド認定品のお店としてオリジナルのぼりが提供され、店頭・事業所に掲示することができます。
- ③ 認定された商品・サービスは、主催者や関係団体等により、首都圏等への販路拡大に向けた販売及びPRが行われます。
- ④ 認定された商品・サービスは、橿原ブランド 万葉×橿原コレクション特設サイト(橿原商工会議所HP内)等に掲載されます。
- ⑤ 認定された商品・サービスは、マスコミ等へ情報発信されます。

### 10. その他

認定有効期間終了の際に継続を希望される場合は、更新手続き、更新手数料が必要です。

